

機密性2 完全性1 可用性1

達 示 第 3 8 号

令和7年4月30日

宮城刑務所長 林 文彦

「宮城刑務所懲罰手続規程」の制定について
標記について、別紙のとおり定め、本年5月1日から施行する。
なお、令和5年3月29日付け達示第6号「宮城刑務所懲罰手続規
程」の制定については、廃止する。

別紙

宮城刑務所懲罰手続規程

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 150 条から第 156 条まで、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）第 86 条から第 90 条まで、被収容者の懲罰に関する訓令（平成 19 年法務省矯成訓第 3351 号大臣訓令）及び平成 19 年法務省矯成第 3352 号依命通達「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」に基づき、当所における懲罰の手続を適正に実施するため必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 本達示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法律等略称

ア 法律

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）

イ 規則

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）

ウ 訓令

平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成訓第 3351 号大臣訓令「被収容者の懲罰に関する訓令」

エ 通達

平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3352 号矯正局長依命通達「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」

(2) その他の略称

ア 国庫帰属処分等

法律第 153 条の規定により、物を国庫に帰属させ又は廃棄する処分

イ 反則行為

懲罰を科せられるべき行為

ウ 反則容疑者

反則行為をした疑いのある被収容者（労役場留置者及び監置

場に留置されている者を含む。)

- エ 反則容疑受刑者
反則行為をした疑いのある受刑者（労役場留置者を含む。）
- オ 容疑事実
反則容疑者が行った疑いのある反則行為の内容
- カ 首席矯正処遇官等
企画調整部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官、次席矯正処遇官、統括矯正処遇官若しくは主任矯正処遇官又は監督当直者若しくは副監督当直者
- キ 調査担当者
容疑事実の調査を行わせるために所長が指名した職員
- ク 調査隔離
反則容疑受刑者を、法律第154条第4項の規定により隔離すること
- ケ 処遇上隔離
受刑者を、法律第76条第1項の規定により隔離すること
- コ 昼夜居室処遇
受刑者の処遇を昼夜居室において行うこと（隔離に該当するものを除く。）
- サ 不拘束調査
当該容疑事実について、反則容疑者を調査隔離、昼夜居室処遇のいずれにも付すことなく調査を行うこと
- シ 懲罰審査会
反則容疑者に対し懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科すことの適否等を協議するため、所長が指名した職員により構成される会議
- ス 委員
懲罰審査会を構成する者として所長が指名した職員
- セ 補佐人
反則容疑者を補佐すべき者として所長が指名した職員

第2章 容疑事実の調査等

（容疑事実の報告）

第3条 職員は、被収容者が反則行為を行ったと思料するときは、その旨を速やかに首席矯正処遇官等に口頭で報告した上、所長に対し書面で報告しなければならない。

第4条 首席矯正処遇官等は前条の報告を受け、又は自ら反則行為に

該当する疑いのある事象を認知したときは、視察表により所長に報告するものとする。

(調査隔離)

第5条 首席矯正処遇官等は、反則容疑受刑者が次のいずれかに該当すると認められ、その者を法律第154条第4項の規定により調査隔離に付すことが相当であると思料するときは、速やかにその措置を執り、視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

- (1) 反則行為の証拠を隠滅するおそれがあるときその他の被収容者と接触することにより反則行為の調査に支障を生じるおそれがあるとき
 - (2) 懲罰を科することの適否を決するまでの間に他の被収容者と接触することにより、施設の規律及び秩序を害するおそれ又は他の被収容者から危害を加えられるおそれがあるとき
- 2 前条の報告と同時に調査隔離に付すときは、同条の視察表により前項の報告をするものとする。
- 3 反則容疑受刑者が、既に処遇上隔離に付されている者であるときは、第1項の規定にかかわらず、調査隔離に付さないものとする。ただし、調査期間中に処遇上隔離を解除するときは、改めて調査隔離の要否について判断する。
- 4 企画調整部首席矯正処遇官又は矯正処遇部首席矯正処遇官（以下「両首席」という。）は、法律第154条第5項ただし書の規定により調査隔離の期間（2週間）を延長する必要があると思料するときは、あらかじめ延長を必要とする理由及び期間（2週間以内）を視察表により所長に報告するものとする。
- 5 首席矯正処遇官等は、既に調査隔離に付されている反則容疑受刑者による新たな反則行為について調査を行う場合において、必要があると思料するときは、あらかじめ視察表により所長の了承を得た上で、新たに反則容疑者を調査隔離に付すものとする。この場合においては、以前の調査隔離は中止する。
- 6 首席矯正処遇官等は、第4項の期間内であっても、第1項各号の要件を欠く等、隔離の必要がなくなったときは、直ちに調査隔離を中止し、その旨を視察表により所長に報告するものとする。ただし、引き続き閉居罰を執行するときは、報告を要しない。

(昼夜居室処遇)

第6条 首席矯正処遇官等は、反則容疑受刑者（既に処遇上隔離若しくは調査隔離に付され、又は昼夜居室処遇を行っている者を除く。）

が第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、容疑事実の内容及び配室状況等を勘案し、調査隔離に付さずに昼夜居室処遇を行うことが相当と思料するときは、速やかに転室その他の昼夜居室処遇に必要な措置を執り、視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

- 2 第 4 条の報告と同時に昼夜居室処遇に必要な措置を執るときは、同条の視察表により前項の報告をするものとする。

(不拘束調査)

第 7 条 首席矯正処遇官等は、反則容疑者につき、容疑事実の内容その他の事情を勘案してその者の処遇を変更せずに調査を行うことが相当と思料するときは、第 4 条の視察表に不拘束調査を行う旨の意見を付して所長に報告し、了承を得るものとする。

(被収容者の身体等の検査)

第 8 条 首席矯正処遇官等は、調査のため、法律第 154 条第 2 項の規定により、被収容者の身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管させる措置を執る必要があると思料するときは、自らその措置を執り、又は刑務官である部下職員に命じてその措置を執らせ、書面又は口頭で所長に報告するものとする。

(調査の告知)

第 9 条 首席矯正処遇官等は、反則行為の調査を開始するときは、反則容疑者に対しその旨（調査隔離又は昼夜居室処遇に付したときはその旨を含む。）を速やかに告知するものとする。

- 2 前項の告知をした者は、第 4 条の視察表に、告知日時、官職及び氏名を記載し、押印しなければならない。

(調査の期限の延長)

第 10 条 両首席は、前条第 1 項の調査開始の告知の日から 2 週間を経過する日までに調査を終えることが、容疑事実の内容及び反則容疑者の数、他の容疑事実に係る調査の件数等その他の事情を勘案して困難と認めるときは、訓令第 5 条第 1 項の調査の期限を 2 週間以内の範囲で延長することについて、あらかじめ視察表に理由及び期限を記載して所長の了承を得なければならない。

- 2 両首席は、調査の期限内に第 17 条の告知又は第 26 条の決定を行えるよう、第 12 条の調査担当者を指揮して調査を行わせるものとする。

- 3 両首席は、複数の容疑事実の調査を並行して実施する場合におい

て、訓令第5条第1項ただし書の規定により調査の期限が延長されるときは、調査の期間が余りに長期に及ぶことのないよう、容疑事実の内容、件数等を勘案しつつ、適切な時期に第17条の告知又は第26条の決定を行えるよう留意しなければならない。

(調査不能による調査期限の延長)

第11条 首席矯正処遇官等は、調査を実施している反則容疑者について、次のいずれかの事由が発生し、訓令第5条第2項の規定により調査の期限を延長したときは、その事由及び延長後の調査の期限(確定的日時をもって記載できないときは、「保護室収容解除まで」などの記載で足りる。)を視察表により所長に報告するものとする。

- (1) 反則容疑者が疾病等により調査に耐えられない場合
- (2) 反則容疑者が保護室に収容された場合
- (3) 反則容疑者が閉居罰を受罰している場合
- (4) その他事実上調査ができない事由が発生した場合

2 反則容疑者が休養となったときは、医師の意見を聞いた上で、前項第1号に該当するか否かを決定する。

(調査担当者)

第12条 調査担当者は、反則行為時に反則容疑者を所管していた矯正処遇部の統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官とする。

2 前項の者以外に調査担当者を必要とするときは、両首席が、企画調整部又は矯正処遇部の職員の中から選抜し、所長に報告するものとする。

(調査)

第13条 調査担当者は、次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 反則行為の内容、動機及び背景事情
- (2) 反則容疑者の年齢、心身の状態及び行状並びに反則行為後の態度
- (3) 被害者の状況及び心情
- (4) その他懲罰を科することの適否等を判断するのに必要と認められる事情
- (5) 国庫帰属処分等の要件の有無

2 調査担当者は、前項の調査のため、反則容疑者又は参考人である被収容者の事情聴取、証拠の収集その他必要な措置を執るものとする。

(供述の録取等)

第14条 調査担当者は、通達記3の(1)に基づき、反則容疑者から供

述を録取するときは供述調書（Ⅰ）（訓令別記様式第 1 号）に、反則容疑者以外から供述を録取するときは供述調書（Ⅱ）（訓令別記様式第 2 号）によらなければならない。

ただし、反則行為の疑いに係る事実関係が簡潔であり、かつ、反則容疑者が事実を認めている場合は、通達記 3 の(3)に基づき、別に定める反則容疑者に提出させる書面又は所要の事項をあらかじめ不動文字で記載し、簡便に作成できるようにした簡易調書を使用して差し支えない。

- 2 被収容者から供述を録取するときは、特段の支障がない限り、取調室又はこれに準じた場所で行うものとする。ただし、被録取者が休養中である場合には、居室において行うことができる。
- 3 調査担当者は、やむを得ない事情により、行政機関の休日又は夜間に供述の録取を行うときは、あらかじめ両首席の了承を得、監督当直者に報告した上で実施するものとする。
- 4 調査担当者は、供述調書を作成したときは、被録取者に対して、その内容を読み聞かせ、誤りの有無を確認した上で、被録取者がその内容に加除訂正を申し立てたときは、その旨を当該供述調書に記載するものとする。
- 5 被録取者が供述調書に誤りがない旨を申し立てたときは、当該供述調書に署名させ、及び各葉に指印させるものとする。
- 6 被録取者が供述調書への署名及び指印を拒否したときは、調査担当者は、その旨を当該供述調書に記載して署名し、及び押印するものとする。

（調査終了時の報告）

第 15 条 調査担当者は、容疑事実の調査を終了したときは、速やかにその結果を企画調整部首席矯正処遇官（以下「企画調整首席」という。）に報告しなければならない。

- 2 企画調整首席は、前項の調査結果を精査し、更に調査する必要があると認めるときは、必要な事項について調査を指示しなければならない。

（調査終了後の措置）

第 16 条 企画調整首席は、調査の結果、反則行為が認められず、又は反則行為の内容が軽微で、かつ、反則容疑者に顕著な反省の念が認められる等の事情により、懲罰及び国庫帰属処分等を科さないことが相当と思料するときは、その旨を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

2 企画調整首席は、調査の結果、反則行為の内容が軽微で、かつ、反則容疑者に反省の念が認められる等の事情により、懲罰以外の措置を執ることが相当と思料するときは、次項に規定する訓戒等の種類及びこれを相当と思料する理由を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

3 訓戒等の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓戒

(2) 注意

(不科罰・訓戒等の告知)

第 17 条 前条の手順により、反則容疑者について、懲罰審査会の議に付すことなく、不科罰とし、若しくは訓戒とするときは、首席矯正処遇官等が速やかにその旨を反則容疑者に告知する。

2 前項の場合において、反則容疑者を調査隔離又は昼夜居室処遇に付しているときは、他の容疑事実につき、引き続き調査を行うため必要がある場合を除き、速やかにこれらの措置を中止し、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。

3 第 1 項の告知を行った者は、前条の視察表に、告知日時、官職及び氏名を記載し、押印しなければならない。

(懲罰審査会の議に付す報告)

第 18 条 企画調整首席は、調査の結果、反則容疑者に懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科することが相当と思料するときは、その旨を速やかに企画調整部長及び所長に書面又は口頭で報告し、反則容疑者を懲罰審査会の議に付することについて了承を得るものとする。

(懲罰審査会の開催の通知)

第 19 条 企画調整首席は、反則容疑受刑者を懲罰審査会の議に付するときは、あらかじめ企画調整部長の了承を得、懲罰審査会の前日までに「懲罰審査会の開催等に関する通知書」(訓令別記様式第 3 号)をもって、弁解をすべき日時又は期限及び容疑事実を反則容疑受刑者に通知するものとする。ただし、その者の釈放予定日の前日における反則行為について懲罰審査会を開くときは、当日、懲罰審査会に先立ち通知するものとする。

第 3 章 懲罰審査会

(懲罰審査会の構成)

第 20 条 懲罰審査会の委員は、企画調整部長、企画調整首席、矯正処遇調整官、企画調整部及び矯正処遇部の統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官のほか、矯正処遇部（教育）及び調査・支援部の主任矯

正処遇官以上の職員の中から議長が指名した職員とする。ただし、これらの者が反則行為の被害者であることその他の委員として審査に関与することが不相当と認められる事由があるときは、当該反則行為の審査については委員から除外するものとする。

- 2 懲罰審査会の議長は、企画調整部長とする。企画調整部長が不在等により議長の任務を行えないときは、調査・支援部長が代理・代行する。
- 3 議長は、必要と認めるときは、第1項に掲げる者以外の課長、統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官（係長）を委員とし、その出席を求めることができる。
- 4 懲罰審査会を開催するためには、委員が5人以上出席しなければならない。

（懲罰審査会の議長の任務）

第21条 訓令第9条第5項に基づき、懲罰審査会の議長は、次の事項を行うものとする。

- (1) 反則容疑者に容疑事実を告知すること。
 - (2) 反則容疑者に容疑事実について弁解を求めること。
 - (3) 審査のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その者に説明させること。
 - (4) 懲罰審査会の意見を取りまとめること。
 - (5) その他議事を整理すること。
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる事項について、議長は、企画調整首席、矯正処遇調整官、統括矯正処遇官又は他の適当な委員に行わせることができる。

（補佐人の指名）

第22条 補佐人は、統括矯正処遇官（教育担当）とし、差し支えあるときは、矯正処遇部（教育）又は調査・支援部の主任矯正処遇官以上の者の中から議長が指名する。

（補佐人の任務）

第23条 補佐人は、反則容疑者の立場に立って必要な意見を述べるに当たっては、懲罰審査会の委員が考慮すべき論点や情状などを的確に提示するよう留意するものとする。

- 2 補佐人は、反則容疑者が反則行為の存否を左右する事実関係を否認している場合は、できる限り面接の機会を設けることとし、反則容疑者との面接、証拠書類等の閲覧その他の反則容疑者を補佐するため必要な措置を講ずるときは、先入観を持たず、反則容疑者の弁

解等を素直に受け止めるよう留意するものとする。

(弁解の機会の付与)

第 2 4 条 反則容疑者が懲罰審査会に出頭したときは、口頭による弁解の機会を与えるものとする。

2 反則容疑者が疾病その他やむを得ない事由により懲罰審査会に出頭できないとき又は懲罰審査会への出頭を拒否したときは、弁解書 (I) (訓令別記様式第 4 号) を作成する機会を与えるものとする。

反則容疑者が、弁解書 (I) の作成を拒否し、又は国語の筆記ができない等、弁解書の作成ができない事由があるときは、補佐人が、反則容疑者と面接の上、弁解録取書 (I) (訓令別記様式第 6 号) を作成するものとする。

3 反則容疑者が、弁解書 (I) の作成及び弁解録取書 (I) 作成のための補佐人との面接を拒否した場合は、その旨を弁解録取書の弁解の要旨の欄に記録するものとする。

4 国庫帰属処分等についての弁解書又は弁解録取書には、弁解書 (II) (訓令別記様式第 5 号) 又は弁解録取書 (II) (訓令別記様式第 7 号) を用いるものとする。

5 弁解書又は弁解録取書を作成したときは、これを懲罰審査会における審査の資料として用いるものとする。

(意見の報告等)

第 2 5 条 懲罰審査会に出席した委員は、反則容疑者の弁解及び補佐人の意見を聴取した後、容疑事実の認定並びに懲罰 (国庫帰属処分等を含む。) を科することの適否及びその内容について意見を述べなければならない。

2 議長は、容疑事実の認定並びに懲罰 (国庫帰属処分等を含む。) を科することの適否及びその内容についての懲罰審査会としての意見を取りまとめ、これを懲罰表 (訓令別記様式第 8 号及び第 10 号) 及び反則行為に係る国庫帰属処分表 (訓令別記様式第 9 号) (国庫帰属処分等を行う場合に限る。) により所長に報告しなければならない。

3 議長は、前項の報告の後、所長から懲罰審査会において再度審査を行うよう命じられたときは、改めて、必要な範囲で、この章の懲罰審査会についての措置を執るものとする。

第 4 章 懲罰の執行等

(懲罰の決定等)

第 2 6 条 前条の報告を受け、所長が懲罰を科さない旨を決定したときは、第 1 6 条の手順により訓戒に付すか否かを決した上、首席矯

正処遇官等が速やかに第 17 条の告知その他の措置を執るものとする。この場合においては、告知を行った者は、懲罰表（訓令別記様式第 11 号）の「懲罰の告知日不科罰の告知日」欄に告知の年月日を記載し、押印しなければならない。

- 2 前条の報告を受け、所長が懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科す旨を決定したときは、懲罰の執行をその着手前に延期する場合を除き、直ちにこれを執行する。

（懲罰の執行の開始及び終了）

第 27 条 懲罰の執行は、前条第 2 項の決定の翌日までに企画調整部長又は首席矯正処遇官等が、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を反則容疑者に告知した上で行うものとし、告知を行った者は、懲罰表（訓令別記様式第 11 号）の「懲罰の告知日不科罰の告知日」欄に告知の年月日を記載し、押印しなければならない。

ただし、反則容疑者が保護室に収容中である場合その他告知することができないやむを得ない事情が認められる場合には、当該事情がなくなった日（その日が休日に当たるときは、休日の翌日）に告知する。

- 2 閉居罰を執行するに当たって行う受刑者の健康状態についての医師の意見聴取は、閉居罰の執行によって当該被収容者の健康が損なわれることが懸念されるか否かという観点から行うものとし、医師は、その意見又は診断結果を懲罰表（訓令別記様式第 11 号）の執行前の健康状態欄に記載し、押印する。
- 3 懲罰の執行期間が満了した場合には、遅くとも満了日の翌日の午前中に懲罰の執行に伴う処遇を終了しなければならない。ただし、引き続き他の懲罰を執行する場合はこの限りではない。
- 4 懲罰の執行の終了は、首席矯正処遇官等がその旨を被収容者に告知して行うものとし、告知後、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。

（懲罰の執行の延期及び再開）

第 28 条 企画調整首席は、第 26 条第 2 項の決定があった反則容疑者について、反省の情が著しいこと等から懲罰の執行をその着手前に延期することが相当と思料するとき（第 3 項に規定する事由による場合を除く。）は、その旨を視察表により所長に報告し、了承を得た上で懲罰の執行を延期するものとする。

- 2 企画調整首席は、前項の手順により延期していた懲罰の執行を再

開することが相当と思料するときは、あらかじめその旨を視察表により所長に報告し、了承を得た上で、懲罰の執行を再開するものとする。

- 3 首席矯正処遇官等は、懲罰執行中の被収容者について、保護室への収容、重篤な疾病、法律第157条から第168条までの規定による不服申立てのための認書その他の事由により、必要と認められるときは、懲罰の執行を延期し、その旨を視察表により所長に報告するものとする。
- 4 首席矯正処遇官等は、前項に規定する事由の消失等により懲罰を延期する必要が認められなくなったときは、懲罰の執行を再開し、その旨を視察表により所長に報告するものとする。
- 5 第1項の懲罰の執行の延期は、企画調整部長又は首席矯正処遇官等が、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨並びに懲罰の執行を延期する旨を反則容疑者に告知して行うものとし、告知後、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。
- 6 第2項若しくは第4項の懲罰の執行の再開又は第3項の懲罰の執行の延期は、首席矯正処遇官等がその旨を当該被収容者に告知して行うものとする。
- 7 前2項の告知を行った者は、第1項から第4項までの視察表に、告知日時、官職及び氏名を記載し、押印しなければならない。

(懲罰の執行の免除)

第29条 企画調整首席は、前条第1項の規定により懲罰の執行を延期している場合において、受刑者の受刑態度その他の事情を勘案して、懲罰の未執行の部分を全部免除することが相当と思料するときは、あらかじめその理由を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

- 2 企画調整首席は、懲罰の執行開始後、受罰者の受罰態度その他の事情を勘案して、懲罰の執行の一部を免除することが相当と思料するときは、その理由及び免除する懲罰の内容を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。
- 3 前2項の懲罰の執行の免除は、首席矯正処遇官等が、その旨を被収容者に告知して行うものとし、告知後、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。

(懲罰執行の記録及び懲罰簿)

第30条 懲罰の執行に関する事項は懲罰表(訓令別記様式第11号)

に、懲罰に関する記録は懲罰簿（訓令別記様式第 1 2 号）に、それぞれ記載し、誤りなく整理しておくものとする。

（懲罰の執行期間の計算）

第 3 1 条 懲罰の執行期間の計算は、訓令第 1 1 条第 1 項から第 3 項までに規定された次の事項を厳守して、誤りなく行うものとする。

- (1) 懲罰の執行を開始する日は、時間にかかわらず、1 日として懲罰の期間に算入するものとする。
- (2) 現に執行している懲罰について、その執行を延期し、又は免除した日は、前項の規定にかかわらず、懲罰の期間に算入しないものとする。ただし、その日に再び懲罰の執行を開始した場合は、この限りでない。
- (3) 懲罰の期間が満了した場合には、遅くとも満了日の翌日の午前中に、懲罰の執行に伴う処遇を終了しなければならない。

（懲罰の委嘱）

第 3 2 条 訓令第 1 3 条の規定に基づき、容疑事実の調査、懲罰を科する手続又は懲罰の執行その他の訓令に定める措置を他の刑事施設の長に委嘱するときは、企画調整首席は懲罰等委嘱書（訓令別記様式第 1 3 号）を起案するものとする。

- 2 他の刑事施設から移送された被収容者について、容疑事実の調査、懲罰を科する手続又は懲罰の執行その他の訓令に定める措置を委嘱されているときは、この達示に定める手順に従い所要の措置を執り、懲罰の執行については、その収容後 3 日以内に再開するものとする。ただし、企画調整首席は、やむを得ない事由があり収容後 3 日以内に懲罰の執行を再開できないと思料するときは、その旨を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

第 5 章 補則

（外国人に関する取扱い）

第 3 3 条 反則容疑者の国籍の如何にかかわらず、供述の録取、第 1 9 条の通知、第 2 4 条の弁解の機会の付与その他懲罰に関する手続は国語をもって行う。ただし、反則容疑者の理解できる言語が職員において通訳可能な場合において、職員配置等施設の管理運営上の支障を生ぜしめるおそれがないときは、適宜通訳のための職員を付するなど可能な範囲で便宜を図るものとする。

（支所における懲罰手続細則）

第 3 4 条 宮城刑務所所轄支所における懲罰手続のうち、本則によりがたい場合の手続きについては、別に定める。

機密性 2 完全性 1 可用性 1